

答申第 1 1 1 号

平成 19 年 5 月 25 日

神戸市長

矢田立郎様

神戸市情報公開審査会

会長 佐伯彰洋

神戸市情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について

(答 申)

平成 17 年 12 月 13 日付神み振企第 162 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

神戸空港業務施設用地の公募における進出事業者の申込書

ポートアイランド(第 2 期)ファッション関連業務用地の公募における落選した法人の申込書

パイロットエンタープライズゾーン用地の公募における進出事業者の申込書中、新規雇用者数の内容別人数

の非公開決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

別表1の審査会の判断欄に公開と示した情報について、非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。その余の情報について、非公開とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、神戸市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づいて、以下の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

「14年度以降に空港島、ポートアイランド1・2期の土地利用(売却、賃貸)のため行った公募(コンペ)の公募案内と、応募した各社の申込書と、選考過程のわかるもの、その土地の契約書」

(2) 市長(以下「実施機関」という。)は、本件請求に対して、

ポートアイランド(第2期)スポーツ・レクリエーション緑地余暇関連施設用地及びポートアイランド大規模商業施設用地の進出事業者の公募に係る、

ア「公募のしおり」

イ「選考会資料」

ウ「土地賃貸借契約書」

エ「申込書」

を特定したうえで、契約に至った企業の申込書中、事業実績調書及び事業収支計画書と、契約に至っていない企業の申込書を非公開、その余を公開とする決定を、

ポートアイランド事業用地の進出事業者の公募に係る、

ア「土地賃貸借契約書」

イ「土地売買契約書」

ウ「公正証書」

を特定したうえで、公開とする決定を、

ポートアイランド介護老人保健施設用地、及び文化教養施設用地の進出事業者の公募に係る、

ア「公募のしおり」

イ「土地譲渡契約書」

ウ「土地譲受人の審査について」

エ「申込書」

を特定したうえで、申込書中、財務の状況等を非公開、その余を公開とする決定を、

神戸空港業務施設用地、ポートアイランド(第2期)業務施設用地(大型商業施設対象)、パイロットエンタープライズゾーン用地への進出事業者の公募に係る

ア「公募のしおり」

イ「みなと総局土地利用選考委員会議案」

ウ「土地賃貸借契約書」

エ「土地売買契約書」

オ「申込書」

を特定したうえで、みなと総局土地利用選考委員会議案のうち「3事務所の建設及び経営に必要な資力・信用を有すること」「4賃貸料または譲渡対価の支払い能力を有すること」等、及び当選企業の申込書のうち財務の状況等、並びに落選企業の申込書を非公開、その余を公開とする決定を、以上、 から に至る決定を平成17年11月14日付及び29日付の部分公開決定において行った。

(3) これに対して、申立人は本件決定を取り消し、非公開決定とされた情報のうち、

ア 神戸空港業務施設用地の公募で、未契約ということで非公開とされた申込書

イ ポートアイランド(第2期)業務施設用地の公募で、審査に落ちた会社の申込書

ウ パイロットエンタープライズゾーン用地の公募で、公開された申込書中、非公開とされている新規雇用者数の内容別人数

の公開を求める異議申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成17年12月5日付の異議申立書(以下「申立書」という。)、平成18年2月9日付の意見書、平成19年2月13日における意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

本件、公文書部分公開決定を取り消すとの決定を求める。但し、本件の非公開部分は多数あった、そのうち下記3件の取り消しを求める。

空港島でのレンタル事業用地の公募で、申込書が未契約ということで非公開とした分。

請求文は「応募した各社の申込書」とあるが、審査に落ちた会社の申込書を非公開とした分。

公開された申込書のなかの新規雇用者数の内容別人数、公募地での計画事業費、計画収入高。(なお、公募地での計画事業費、計画収入高の非公開決定については、平成18年3月16日付で申立てを取下げ。)

当局の理由は、条例第10条第2号ア、第10条第5号イとある。

の審査は完了済である。申込書の公開が契約前はだめで契約後はよいというのはなぜか。も合格社はよく、落ちた会社はだめというのはなぜか。「利益を害する」というならいつでも誰でも同じでないか。

で内容別人数をなぜ隠す。事業費や収入高も隠す理由がない。応募者の財務内容の詳細の非公開は分かるが、当局の惰性でこの部分を非公開している。当局の説明では、「総

人数は公開しているので大体分かるではないか」というが、その理屈なら今回の公募のしおりでも個々の部分を隠しても大体分かる。大体分かれば隠してもよいというものではない。

未契約を理由に公募申込書を非公開とした件については、既に審査は終了し、結果は発表済みで契約はまだだった。当局の非公開理由（「4 実施機関の主張」に記載）は

ア、イ、ウ、エのようだが、は記者資料と申込書は別の文書であり、ア～エの理由ならものごとすべて非公開となる。エは、契約後でも辞退の可能性はある。

本件の申込書は、特に独自の提案(コンペ)等はないもので、非公開にする理由はない。会社の経理概要などは部分非公開でよい。契約後は部分公開されている。

公募の審査に落ちた会社の申込書の非公開について、当局の理由は、ア、イのようだが、は申込書と公開された他の文書とは別のものであり理由にならない。ア、イの理由なら、ものごとすべて非公開となる。入札はすべて公開されている。本件は会社名さえも非公開である。

公募申込書の内容別人数の非公開について、当局理由は、は内容別人数の非公開の理由にならない。アは、総数は公開で、内訳(数)は財務状況に関わる、とはその理由を当局にじっくり聞きたい。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 18 年 1 月 26 日付の非公開理由説明書、平成 18 年 11 月 6 日における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1)「空港島でのレンタル事業用地の公募」中、未契約を理由に申込書を非公開とした処分について

空港は、交通の結節点あるいは拠点であり、まさに人・物・情報の交流の窓口であることから、空港の機能を円滑かつ十分に発揮させるためにはさまざまな基盤が必要となる。

レンタカー施設は、まさしく空港に必要な機能の一つであり、当空港の開港に向けて不可欠な基盤施設としてレンタカー施設を誘致する必要があることから、平成 17 年 10 月 11 日から 14 日にかけて、同空港におけるレンタカー施設用地にかかる譲受人について公募を行ったところである。

本件公募の結果、3社から申込みがあったが、これらレンタカー事業者3社について、当該譲受人としての資格の有無及び事業の適否について審議するため、平成 17 年 10 月 14 日に、みなと総局業務用地土地利用者選考委員会を開催し、審査及び選考を行った。

その結果、レンタカー事業者 3 社について、各社とも当該譲受人としての資格を有するとともに、事業内容についても適正であると認められるため、これら 3 社を当該

譲受人として選考し、決定したものである。

今回の神戸空港におけるレンタカー施設用地の譲受人の公募に関しては、市民からの関心も高く、また各方面からも注目された事柄でもあることから、レンタカー事業者 3 社の同意を得て、譲受人の決定について記者資料提供を迅速に行い、情報の公開を行ったところである。

今回の情報公開請求は、土地譲渡契約の締結に向けて本市及びレンタカー事業者 3 社が相互に信頼関係を築きつつある段階で行われたものであったが、公募に応じても契約に至らないような場合も想定されることから、下記の理由を総合的に判断して非公開とするに至ったものである。

必要な情報については、レンタカー事業者 3 社の同意のもと、記者資料提供により公開を行っていたこと

請求に基づく情報の公開は、

ア 各社の競争上の地位及び正当な利益を損なう可能性があること

イ 契約前の相互の信頼関係を損なう可能性があること

ウ 契約前の各社の自由な意思形成を損なう可能性があること

エ 各社が譲受人を辞退するような事態になれば、本市の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく損なう可能性があること

以上により、今回の情報公開請求は条例第 10 条第 2 号ア及び第 5 号イに該当すると考えられること、及び契約前の状況を踏まえて非公開とした。

(2)「応募した各社の申込書中、審査に落ちた会社の申込書を非公開とした処分」について

本公募は、ポートアイランド(第 2 期)に大型商業施設を誘致することにより、大規模な集客と雇用創出を図るとともに、ポートアイランド住民をはじめ神戸市民の利便性を高め、暮らしを豊かにし、もって神戸経済の復興と活性化を図ることを目的として、平成 16 年 6 月 16 日の記者資料提供を経て、6 月 29 日から 7 月 5 日にかけて、譲受人・賃借人について公募を行ったものである。

本件公募の結果、2 社から同一区画について同時に賃貸の申込みがあり、これら 2 社の中から当該区画の借受人を決定するため、平成 16 年 7 月 29 日に、「ポートアイランド(第 2 期)業務施設用地(大型商業施設対象)利用者選考委員会」を開催し、審査及び選考を行った。

その結果、2 社の比較により、地域住民等への利便性の高さ、アクセスにおける安全性が高い、直営部分が多く安定した経営が確保されている、売り場がワンフロアで高齢者・障害者にも利用しやすい、環境負荷軽減に積極的に取り組んでいることなどの点で優位となった (株)を借受人として選定したものである。

今回の公募に関しては、市民からの関心も高く、また、各方面からも注目された事柄でもあることから、(株)の同意を得て、借受人の決定について記者資料提供を迅速に

行い情報の公開を行ったところである。

今回の情報公開請求事項である「落選した応募者の申込書」を開示することは、同社の競争上の地位及び正当な利益を損なう可能性があることから、下記の理由を総合的に判断して非公開とするに至ったものである。

「公募のしおり」により神戸市の公募条件や選考過程のわかるもの等の請求資料については、請求どおり公開を行ったこと

請求に基づく情報を公開することによる影響として、

ア 落選した企業の競争上の地位及び正当な利益を損なう可能性があること

イ 落選した企業の意向に反し情報公開を行うことにより信頼関係を損なう可能性があること

以上により、今回の情報公開請求は、条例第 10 条第 2 号アに該当すると考えられることを踏まえて非公開とした。

(3)「公開された申込書中、応募新規雇用者数の内容別人数を非公開とした処分」について

当市では、神戸経済の本格的な復興と活性化を目指し、神戸医療産業都市構想の推進を加速させるため、ポートアイランド(第 2 期)に新たなインセンティブを付与する地域であるパイロットエンタープライズゾーンを設定した。

この募集は、当該ゾーン内において医療関連事業を行う事業者を募り、医療関連産業の一層の集積と雇用創出の促進を図ることを目的としたものである。

平成 14 年 10 月 22 日の記者資料提供を経て、10 月 23 日から 12 月 13 日にかけて、借受人の公募を行ったものである。本件公募の結果、2 社から申込みがあり、これら 2 社について、借受人としての資格の有無及び事業の適否について審議するため、平成 14 年 12 月 24 日に、パイロットエンタープライズゾーン応募事業者選定委員会を開催し、審査及び選考を行った。その結果、2 社とも当該借受人としての資格を有するとともに、事業内容についても適正であると認められるため、2 社を当該借受人として選考し決定したものである。

今回の公募に関しては、市民からの関心も高く、また、各方面からも注目された事柄でもあることから、決定事業者の同意を得て、借受人の決定について記者資料提供を迅速に行い情報の公開を行ったところである。

今回の異議申立て事項である「応募新規雇用者数の内容別人数」の情報公開請求について、雇用人数の確保を公募要件としている一部の公募を除き、異議申立人より平成 17 年 10 月 26 日請求のあった情報公開請求該当文書すべてにおいて、新規雇用計画の内訳等に関しては、企業の財務内容に関わる事項であり非公開としている。しかし、本公募は、医療関連産業の一層の集積と雇用創出の促進を図ることを目的としたものであり、公募条件の 1 つとして、貸付面積に応じて新規雇用人数を定めていることから、計画期ごとに記入された雇用人数の総数を開示し、その内訳として、財務状況に関わる事

務・研究・生産部門別の正規雇用及びパートの各詳細人数については、下記の点を総合的に勘案のうえ非公開としたものである。

「公募のしおり」により神戸市の公募条件は、請求どおり公開を行ったこと
選考過程のわかるものとして、同2社の事業計画概要を開示しており、その公開内容と申込書の開示情報を同一の内容であること

新規雇用者数の内訳は財務状況にかかわる情報であり、これを公開することにより、同2社の企業の競争上の地位及び正当な利益を損なう可能性があること
以上により、「応募新規雇用者数の内容別人数」に関する今回の情報公開請求は、条例第10条第2号アに該当すると考えられることから非公開とした。

5 審査会の判断

(1) 本件申立てについて

本件の争点は、

神戸空港業務施設用地の公募における進出事業者の申込書（以下「本件情報〔1〕」という。）

ポートアイランド（第2期）ファッション関連業務用地の公募における落選した法人の申込書（以下「本件情報〔2〕」という。）

パイロットエンタープライズゾーン用地の公募における進出事業者の申込書中、新規雇用者数の内容別人数（以下「本件情報〔3〕」という。）

の非公開決定であり、以下検討する。

(2) 本件情報〔1〕の非公開決定について

実施機関としては、公開請求に係る文書特定及び公開等の決定にあたっては、公開請求のあった時点を基準時としており、申立人から請求のあった平成17年10月26日段階では、すでに用地の譲受事業者は3法人に決定していたが、土地譲渡契約が締結されていない段階であるため、相互の信頼関係を損なう可能性があること、各法人の自由な意思形成を損なう可能性があること等を理由として、本件情報〔1〕を平成17年11月29日付で非公開決定したとしている。

しかし、実施機関によると、平成17年10月17日付で進出が決定した3法人の名称等を公表し、各法人と神戸市との土地譲渡契約の締結は平成17年11月9日ないし11日にそれぞれ行ったとしており、非公開決定がなされた平成17年11月14日段階では、すでに進出事業者名は公表され、土地譲渡契約も締結していたとしている。

そうすると、実施機関は本件情報〔1〕の公開請求に対する決定にあたって、土地譲渡契約が締結済みであること等の後発的な事情も勘案して、公開・非公開の判断をすべきであると思われる。

審査会が見分したところ、本件情報〔1〕は「神戸空港業務施設用地申込書」、その添付資料として「定款」、「登記簿謄本」、「道路運送法第80条第2項に係る許可書写し」、

最近 3 ヶ年に作成された営業報告書・貸借対照表・損益計算書等の「財務関係文書」、
「法人税の納税証明書」、「施設の配置計画図」、「現況写真の写真」、「社歴書」で構成
されており、これらを個々に判断する。

ア 神戸空港業務施設用地申込書

まず、「神戸空港業務施設用地申込書」の一部に、譲受事業者の連絡先（担当部署
名・担当者氏名等）、従業員数、売上高、経常利益、主要株主名、主要な取引金融機
関、主な取引先が記載されているが、これらの情報については、3 法人が非上場の
法人であることを併せて考えると、法人の内部管理あるいは取引先や財務経理に関
する情報であり、公にすることにより法人の競争上の地位その他正当な利益が損な
われるおそれがあると認められることから、条例第 10 条第 2 号アに該当し、非公開
とした決定は妥当である。

イ 新事業所の計画概要

つぎに、「新事業所の計画概要」の一部に、販売計画の販売見込額及び見込数、従
業員計画、車両計画、資金計画が記載されているが、これらの情報については、法
人の経営戦略上の情報であり、公にすることにより法人の競争上の地位その他正
当な利益が損なわれるおそれがあると認められることから、条例第 10 条第 2 号アに該
当し、非公開とした決定は妥当である。

ウ 定款

「定款」については、法人の組織活動の原則を定めたものであるが、「定款」に記
載された総則以外の各規定、附則中に記載された設立に際して発行する株式及び発
起人に関する規定、発起人名及び代理人名は、法人の基本的な財務方針及び人事方
針等の内部管理情報であることが認められ、公にすることにより法人の競争上の地
位その他正当な利益が損なわれるおそれがあると認められることから、条例第 10 条
第 2 号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

エ 財務関係文書

「財務関係文書」については、会社法によると株式会社は貸借対照表（大会社に
あっては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならないとされているが、
その他の情報については株主及び債権者に閲覧が限定されており、だれでも容易に
閲覧できる情報ではないことが認められる。したがって、各法人の「貸借対照表」
を除いた「財務関係文書」は、法人の財務経理に関する情報であり、公にすること
により法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるおそれがあると認められ
ることから、条例第 10 条第 2 号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

オ 法人の納税証明書

「法人の納税証明書」については、法人の財務経理に関する情報であり、公にす
ることにより法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるおそれがあると認
められることから、条例第 10 条第 2 号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

カ 社歴書

「社歴書」の一部に、従業員数、主な株主名、主な取引先、年売上高、車両保有台数が記載されているが、この種の情報は上記での判断と同様に、条例第 10 条第 2 号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

以上のとおり、条例第 10 条第 2 号アに該当すると認められた情報については、非公開とした決定は妥当であるが、その余については、別表 1 の審査会の判断の欄に掲げるとおり、非公開とすべき情報に該当しないことから、公開すべきである。

(3) 本件情報〔2〕の非公開決定について

実施機関によると、落選した法人の申込書を公開すれば、落選した法人の競争上の地位その他正当な利益を損なう可能性があるとしている。

本件情報〔2〕は、ポートアイランド（第 2 期）ファッション関連業務用地にかかる分譲・賃貸の申込書であるが、法人がどのような場所にどのような規模あるいは内容で進出したいと計画しているかといった情報は、法人にとっては経営戦略上の情報といえる。落選した法人にとっては当該地で業務進出を目論んでいたという事実も経営戦略上の情報であり、公にすることにより法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるおそれがあると認められることから、条例第 10 条第 2 号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

(4) 本件情報〔3〕の非公開決定について

本件情報〔3〕が記載された公文書は、パイロットエンタープライズゾーン用地に進出決定した事業者の申込書である。本件情報〔3〕は、申込書に記載された新事業所建設計画概要の中に、従業員計画として新規地元雇用の事務部門・研究部門・生産部門・パートごとに平成 16 年以降の各期ごとの人員の配置計画として記載されている。この種の情報は、当該法人の経営戦略上の情報であり、公にすることにより法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるおそれがあると認められることから、条例第 10 条第 2 号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

(5) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

別表 1 神戸空港業務施設用地の公募に係る申込書について

番号は整理番号である

文書名及び当該公文書に記載された内容		実施機関の当初の決定	審査会の判断	
a 神戸空港業務施設用地申請書				
1 申込者の所在地・会社名・代表者名		非公開	公開	
2 申込区画・申込面積・特記事項			公開	
3 担当部署・担当者氏名・電話番号・FAX 番号・E-mail アドレス			妥当	
進出計画の概要等				
	4 計画施設	非公開	公開	
	5 進出形態		公開	
	6 進出理由		公開	
	7 移転の場合		公開	
会社の概要				
概要				
	8 本社所在地	非公開	公開	
	9 事業の種類		公開	
	10 主要事業		公開	
	11 取扱品目		公開	
	12 設立年月日		公開	
	13 資本金		公開	
	14 従業員		妥当	
	15 売上高		妥当	
	16 経常利益		妥当	
	17 沿革		公開	
	主要事業所			
		18 主要事業所	非公開	公開
		19 所在地		公開
		20 事業内容		公開
		21 敷地面積		公開
		22 建物延面積		公開
23 従業員数		妥当		
主要株主名				
	24 株主名・持株・総株数に対する割合	非公開	妥当	
	25 証券取引所名・上場開始年月日		公開	

	26 役員履歴		公開
	27 主要な取引金融機関		妥当
	28 主な取引先		妥当
新事業所の計画概要			
	29 操業等予定時期	非公開	公開
	30 土地利用計画		公開
	31 建築物の種類と規模		公開
	操業計画		
	32 操業時間帯等	非公開	公開
	販売計画		
	33 販売見込額	非公開	妥当
	34 販売見込数		妥当
	35 販売方法		公開
	36 主要販売先		公開
	37 神戸空港での立地を活かしたサービスの予定等		公開
	38 使用水量及び排水量	非公開	公開
	39 電力使用計画		公開
	40 都市ガス等燃料使用計画		公開
	41 電話使用回線		公開
	42 従業員計画		妥当
	43 車両計画		妥当
	44 公害関係		公開
	45 資金計画		妥当
b 定款			
	46 総則	非公開	公開
	47 株式～計算		妥当
	48 附則の一般的事項		公開
	49 附則の一般的事項を除く部分		妥当
	50 発起人名・住所・引受株式数		妥当
	51 代理人名		妥当
	c 52 登記簿謄本		公開
	d 53 道路運送法第 80 条第 2 項にかかる許可書の写し		公開
e 最近 3 カ年に作成された貸借対照表，損益計算書及び剰余金処分計算書もしくは欠損金処理計算書			

54 営業報告書	非公開	妥 当
55 貸借対照表		公 開
56 損益計算書		妥 当
57 利益処分案		妥 当
58 確定申告書		妥 当
f 59 最近 1 ヶ年の法人税の納税証明書		妥 当
g 60 譲受規模用地における施設の配置計画図		公 開
h 61 現況施設の写真		公 開
i 62 社歴書の従業員数・主な株主・取引先・売上高・車両保有台数		妥 当
i 63 社歴書の従業員数・主な株主・取引先・売上高・車両保有台数を除く部分		公 開

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成 17 年 12 月 13 日	-	* 諮問書を受理
平成 18 年 1 月 26 日	-	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 18 年 2 月 9 日	-	* 申立人から意見書を受理
平成 18 年 2 月 10 日	第 189 回審査会	* 審議
平成 18 年 8 月 23 日	第 197 回審査会	* 審議
平成 18 年 11 月 6 日	第 200 回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由を聴取 * 審議
平成 19 年 1 月 22 日	第 202 回審査会	* 審議
平成 19 年 2 月 13 日	第 203 回審査会	* 申立人から意見を聴取 * 審議
平成 19 年 3 月 29 日	第 204 回審査会	* 審議
平成 19 年 5 月 14 日	第 205 回審査会	* 審議